

2023年10月 START!

インボイス制度への対応 できていますか？

インボイス制度とは

消費税の仕入税額控除の方式として、2023年10月1日から導入される制度です。インボイス制度が導入されると仕入税額控除を受けるためには「適格請求書発行事業者」が発行した「適格請求書（インボイス）※」の保存が必要になります。売り手側は買い手側の求めに応じて「適格請求書」発行の義務があり、発行できなければ買い手側が仕入税額控除を受けられないため、最悪の場合、取引停止に至る可能性もあります。

※「適格請求書」は「適格請求書発行事業者」のみが交付できます



●適格請求書とは？

「適格請求書」は正確な適用税率や消費税額などを記載した請求書や納品書のことです。

請求書	
⑥ (株)〇〇御中	① (株)□□(T1234...)
●年●月分	
② ■月▲日	③ 割りばし 550円
■月▲日	牛肉 ※5,400円
	：
④ 合計 43,600円	⑤ 内税3,600円
10%対象 22,000円	内税2,000円
8%対象 21,600円	内税1,600円
※軽減税率対象品目	

記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

今後必要となる対応

①適格請求書発行事業者への登録

適格請求書発行事業者の登録は、2021年10月1日から受付が開始されています。2023年10月1日（インボイス制度導入開始日）から適格請求書を発行できるようにするには、**2023年3月31日**までに登録申請を済ませる必要があります。

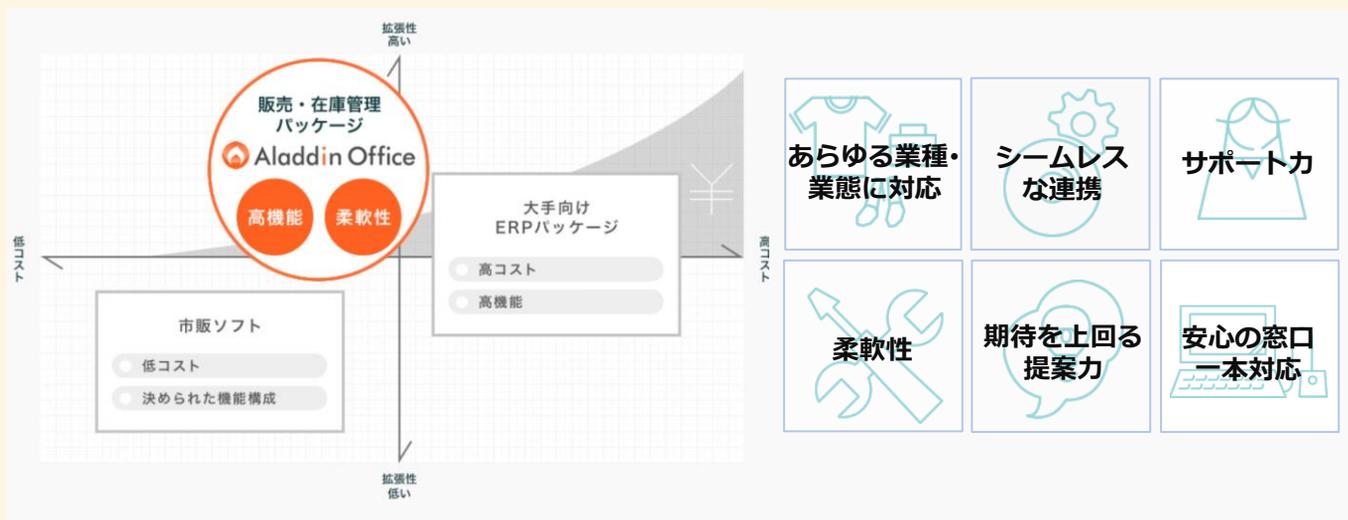
②現在使用中の販売管理システムが適格請求書に対応できるかの確認

適格請求書等を発行するには、自社で使用している請求書等のフォーマットを適格請求書の記載事項に合わせて変更しなければなりません。タイミング良く適格請求書に切り替えるには、自社の販売管理システム等が対応できるものかどうか、しっかりと確認しておく必要があります。

販売・在庫・生産管理システム Aladdin Office について

- ・中堅・中小企業様を中心に、5,000社超の基幹業務システムの構築経験やノウハウを基に生まれたパッケージシステム
- ・基本パッケージをベースに、必要な機能を必要な分だけ加えることで、フィット感のあるシステムを低コストで実現
- ・独自のご要望や業界特有の商習慣にも柔軟に対応できるだけでなく、周辺システムとの連携もスムーズに

アラジンオフィスの立ち位置と優位性



▼ さまざまな業種・業態のお客様に柔軟にフィット！ ▼

特化業種



建材、化粧品、工具、電子部品、厨房機器・食器、文具・事務用品、花器メーカー、フィルム加工、印刷、生コン、化学薬品、塗料、プラスチック加工、フィルム加工、包装資材、雑貨、スポーツ用品、金属加工機械、産業用電気機器、ポリエチレン製品、木材・竹材、ガラス製品、おもちゃ、精密機器、介護用品卸、etc...

その他、さまざまな業種・業態に対応しています。

サービス全体図

